

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 一七
- 告示 公印を改刻しその使用を開始する件 一七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 一七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一七
- 林業種苗法により生産事業者の登録事項を変更した件 一七
- 保安林の指定を解除する件 一七
- 道路の区域を変更する件二件 一七
- 道路の供用を開始する件二件 一七
- 公告 県税条例等に基づき災害等により期限を延長する件 一八
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 一八
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 一八
- 都市計画を変更する件 一八
- 福島県選挙管理委員会 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件 一八
- 福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った件 一八
- 福島県選挙管理委員会の委員長の職務代理者を指定した件 一八
- 福島県収用委員会 更正決定書の正本を公示送達するため告示する件 一八

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県管対馬館団地の項中「から十六号室まで、十八号室」を「九号室、十三号室」に、「一号室から八号室まで及び十六号室から二十四号室まで」を「五号室、十六号室、十七号室、十九号室、二十一号室及び二十二号室」に改め、「四号棟」の次に「の一号室及び三号室から十六号室まで、五号棟」を加え、「十七号室」を「十号室から十二号室まで、十四号室から十八号室まで」に、「九号室から十五号室まで」を「一号室から四号室まで、六号室から十五号室まで、十八号室、二十号室、二十三号室及び二十四号室、四号棟の二号室」に改める。

附 則

この規則は、令和三年五月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第三百五十九号

公印を次のように改刻し、令和三年四月十六日その使用を開始する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

職印

| | | | | |
|----|--------------------------|---|---|-----------------------|
| 番号 | 公印の名称 | 印 | 影 | 公印管理者 |
| 23 | 福島県現金出納員印（福島県立白河実業高等学校用） |  |  | 福島県立白河実業高等学校の福島県現金出納員 |

（文書法務課）

福島県告示第三百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年四月十六日から同年五月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ太平寺店 福島県福島市太平寺字沖高五四番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年四月十六日から同年五月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ喜多方西店 福島県喜多方市字町西九〇〇番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から令和三年四月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月八日認可した。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百六十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号八七

変更前の住所 白河市旭町二丁目二四四番地の一
変更後の住所 白河市旭町二丁目二四二番地

(森林整備課)

福島県告示第三百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除に係る保安林の所在場所

二本松市西勝田字高瀬一五九(次の図に示す部分に限る。)、上長折字鈴木内一一

二、一一三の一、一一七の一

保安林として指定された目的

水害の防備

解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 の 別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---------|--|--------------------|-----------------|---------------|
| 県道福島保原線 | 伊達市保原町上保原字採芝屋三番八地先から同市保原町上保原字上ノ原六一番三地先まで | 変更前 変更後 | 一〇・〇〇 一七・五 | 二九九・〇 |
| | | | 一〇・七〇 四三・二 | 二九九・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------|--|-------------------|-----------------|---------------|
| 県道小名 浜平線 | いわき市鹿島町船戸字 八合三番地先から 同 市鹿島町久保字 相京作二番地先まで | 変更前 変更後 | 二五・〇〇 二七・七 | 五五・〇 五五・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------|---|---------------|
| 県道福島保原線 | 伊達市保原町上保原字採芝崖三番 八地先から 同 市保原町上保原字上ノ原六一 番三地先まで | 令和三年四月二四日 |

(道路計画課)

福島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき

建設事務所で令和三年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------|--|---------------|
| 県道小名浜平線 | いわき市鹿島町船戸字八合三番地 先から 同 市鹿島町久保字相京作二番 地先まで | 令和三年四月二六日 |

(道路計画課)

公 告

公告第八十一号

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。）第十条の二及び福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、条例第七十一条の十八第一項第二号から第十二号までに掲げる自動車に係る自動車税の種別割の減免（証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては、その税額を納付することとされている際に申請するものを除く。）に係る申請（その期限が令和三年四月一日から同年六月二十九日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を同月三十日まで延長した。
令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄
(税務課)

公告第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があつた。
令和三年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
三春町土地改良区
就任した役員

役別 氏名 住所
理事 坂上 政一 田村郡三春町大字沼沢字猫ノ入二五番地

(農村計画課)

公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、
 薬師堂頭首工管理規程について、令和三年四月六日次のとおり認可した。
 令和三年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 管理規程を定めた者の名称
 鹿島町土地改良区

二 管理規程の概要

- 1 取水に関する事項
 頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から九月三十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
 頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
 頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 4 その他施設の管理に関し必要な事項
 頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（農村計画課）

公告第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画下水道を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
 令和三年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 都市計画から除外される土地の区域
 国見町のうち
 大字徳江字落堀及び字滝川尻の一部の区域
 大字西大枝字葭谷地の一部の区域
 伊達市梁川町のうち
 二野袋字滝尻の一部の区域
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市整備課、桑折町まちづくり推進課及び国見町建設課

三 縦覧期間
 令和三年四月十六日から同月三十日まで

四 意見書の提出

県北都市計画下水道を変更する案について、福島市、伊達市、桑折町、国見町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市整備課、桑折町まちづくり推進課又は国見町建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、令和三年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。
 令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|--------|----------|------------------|
| 阿部たいぞう後援会 | 松浦 勝吉 | 佐藤 幸雄 | 伊達郡国見町大字石母田字駒場一〇 |
| 五十嵐裕和後援会 | 五十嵐 裕和 | 五十嵐 烈子 | 喜多方市一本木下七七七八 |
| 池田よしひと後援会 | 菅野 正男 | 池田 義治 | 郡山市小原田一―一七―三〇 |
| 大平洋人後援会 | 大平 洋人 | 大平 八重子 | 福島市八島田字東本庄町四―二七 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------------------|---------------|----------------------|-----------------------|-------------|---------------------|----------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|--------------------------|
| ひだ義昭後援会 | 中島よしみち後援会 | つむらや長作後援会 | 堤信也後援会 | 政治結社国地会 | すずきよう後援会 | 鈴木あきお後援会 | 須賀川・鏡石・天栄の医療・介護・福祉の充実を目指す会 | 佐藤健一後援会 | 木幡ますみ後援会 | 郡山産業研究会 | 河西美次後援会 | 加藤聖大後援会 | おばた匠後援会 | 大桃英樹後援会 |
| 田中 國夫 | 佐藤 英夫 | 円谷 長作 | 宮井 義弘 | 大柿 幹一 | 中島 茂 | 鈴木 道男 | 吉田 孝司 | 佐藤 健一 | 木幡 ますみ | 佐竹 伸一 | 河西 美次 | 加藤 聖大 | 小畑 匠 | 大桃 英樹 |
| 佐藤 憲生 | 中島 妙子 | 新田 和男 | 則 佐々木 弘 | 野沢 直輝 | 松浦 久美 | 鈴木 伝 | 吉田 庫一 | 佐藤 隆幸 | 木幡 仁 | 鈴木 良永 | 鈴木 忠 | 加藤 聖大 | 荒川 博美 | 大桃 英樹 |
| 郡山市静町一三一一三 | 会津若松市花見ヶ丘一四一 二〇 | 本宮市本宮字太郎丸六〇一一 | 大沼郡会津美里町字柳台甲二 三三一 | 双葉郡浪江町大字酒田字上原 一九一六 | 会津若松市南花畑二一一 | 東白川郡塙町伊香字箒戸四 五一一 | 岩瀬郡鏡石町不時沼二一七 一 | いわき市内郷内町前田三 | 会津若松市中島町一二一三四 | 郡山市田村町金屋字新家四七 | 西白河郡西郷村米字西原九三 | 耶麻郡猪苗代町長田字釜井三 一二 | 会津若松市神指町下神指七〇 | 南会津郡南会津町田島字中町 甲三九九四一一 |

| | | | | | | | |
|-----------|--------------|-------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|-------------|
| わたなべ雅彦後援会 | 渡辺つぐとも励ます会 | 吉田こうじ後援会連合会 | 吉田こうじ君を福島県政に送る会 | 山田平四郎後援会 | 福島県地方自治研究会 | 福祉のまちづくり市民フォーラム | ひだ義昭政治経済研究会 |
| 渡邊 雅彦 | 大川原 幸光 | 吉田 孝司 | 吉田 孝司 | 草野 清一 | 吉田 孝司 | 吉田 公男 | 飛田 義昭 |
| 菅野 雄基 | 長谷川 幸男 | 吉田 庫一 | 吉田 庫一 | 阿部 晃造 | 吉田 庫一 | 吉田 章太 | 佐藤 憲生 |
| 〇一 | 郡山市桑野二一一一九一一 | 岩瀬郡鏡石町成田二二〇 | 岩瀬郡鏡石町成田二二〇 | 郡山市田村町谷田川字畑一一三 | 岩瀬郡鏡石町不時沼二一七一 | 郡山市方八町二一七一一 | 郡山市静町一三一一三 |

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第一項の規定により、令和三年四月七日福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島市渡利字平内町五十四番地の二 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項の規定により、令和三年四月七日次の者を福島県選挙管理委員会の委員長職務代理人に指定した。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

福島市泉字南谷地七番地の十二 光ハイツ二〇一 菅野 浩司 委員長 遠藤 俊博

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和三年四月十六日

福島県収用委員会

会長 渡邊 真也

一 書類の名称

令和三年三月二十四日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る更正決定書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|--|
| 永松 紫 | 不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番一七号 ナイスエスアリーナ 西国立一〇三 |

三 その他

前記書類を受領しないときは、令和三年五月七日をもって送達があったものとみなされます。